

高エネルギー委員選出規約案(1998年9月17日付)

高エネルギー同好会での議論に基づき、高エネルギー委員長よりの指名を受けて、高エネルギー委員選出規約について検討を行う小委員会が5月26日に発足しました。それ以後、選出規約に関する検討を続けて来ましたが8月29日の高エネルギー委員会に対し選出規約(高エネルギー委員会に関する規約第三項)に関する改訂を答申しました。高エネルギー委員会では一部の字句を修正の上答申が了承されました。この案は日本物理学会秋の分科会で開かれる高エネルギー同好会総会で議論される予定になっています。同好会員のみなさんに検討いただきたく修正提案をHECFORUMにてご案内いたします。よろしくお願ひします。

*尚、高エネルギー物理学同好会／高エネルギー委員会 の名称が変更された場合(次回の総会での議題のひとつになっています)は、規約(案)中の該当名称もそれに従って変更されることを申し添えておきます。

検討小委員会ではまず、現在の高エネルギー委員会の役割、望まれる構成などについて議論して来しました。そこでは、

- 1.分野の様々な意見を反映するには委員の数が少ないこと。
- 2.委員が固定化する傾向にあること。
- 3.若い委員が選ばれにくい傾向にあること。

などが指摘されました。こういった問題を改善するために選出の方法を再検討して来しました。検討の結果を規約の改定案として提案します。以下、選出規則を定めた第3項についてまず見ていきます。

=====

高エネルギー委員会に関する規約第3項

[原文]

3.構成、選出方法及び任期

本委員会は実験7名、理論1名の計8名で構成する。実験の委員7名は、第2項の有資格者を被選挙権者として3名連記の投票により選出し、下位同点者のある場合には決選投票を行なう。委員長はこの実験委員7名の互選により選ぶ。理論の委員1名は、実験委員7名の協議によって選ばれ委嘱される。

委員の任期は2年とし、再選をさまたげない。任期中長期外国出張その他の理由で欠員を生じる場合には、次点者の繰り上げにより欠員を補充する。

[改定案]([]は解説のために設けた見出しで、条文としては含まれません)

3.構成、選出方法及び任期

[構成]

本委員会は実験10名、理論1名の計11名で構成する。

[選出方法]

実験の委員10名は、第2項の有資格者を被選挙権者として3名連記の投票により選出する。

[同一機関からの選出の制限]

同一研究機関からの選出委員数は4名を越えないものとし、上位4名を有効な候補者とする。

(脚注:高エネルギー加速器研究機構は一機関とみなす。)

[年齢による特例]

選出委員に40歳未満の委員が含まれていない場合は最下位の候補と所属機関の条件を満たす40歳未満の最高得票の候補を入れ替えるものとする。

[最下位同数の場合の選出基準]

最下位の得票数が同数の場合上位当選者と所属機関が重ならない候補を優先して委員とする。この方法で決定できない場合、年齢の若い候補を優先して委員とする。

[委員長の選出]

委員長はこの実験委員10名の互選により選ぶ。

[理論委員の選出]

理論の委員1名は、実験委員10名の協議によって選ばれ委嘱される。

[任期]

委員の任期は2年とし、連続しての選出は2期(4年)までとする。

[委員会の指名する委員]

委員会が全会一致で必要と認めた場合、委員会指名の委員を1名選出することができる。この委員に対しては所属機関や年齢、再選回数に関する制限は適用されないものとする。

[委員会出席者]

委員会は、役職指定も含め、必要と認めるものを委員会に出席させることができる。

[役職指定]

役職指定に該当する職(指定職)は高エネルギー委員会で定める。

役職指定となったものは被選挙権を有しない。

[欠員]

任期中長期外国出張その他の理由で欠員を生じる場合には、次点者の繰り上げにより欠員を補充する。

付則[推薦について]

高エネルギー委員の選出にあたっては、候補者の推薦を表明することができる。この場合、各推薦者は3名までの候補者の推薦を行うことが出来るものとする。また、推薦者及び被推薦者はメーリングリストなどの適当な方法で推薦にあたっての意見表明を行うものとする。

被推薦者について、推薦の時点で高エネルギー委員であるか、40歳未満に該当するかを明示する。

[改訂提案理由]

> [構成]

> 本委員会は実験10名、理論1名の計11名で構成する。

現在実験委員7名となっているものを10名とします。実質的な議論が可能な範囲での出来るだけ多い数ということで10名としました。

> [選出方法]

> 実験の委員10名は、第2項の有資格者を被選挙権者として
> 3名連記の投票により選出する。

定員は増やしましたが投票の連記数は3名にとどめました。連記数が多くなると少数意見が反映しにくくなると考えています。

> [同一機関からの選出の制限]

> 同一研究機関からの選出委員数は4名を越えないものとし、上位4名を
> 有効な候補者とする。
> (脚注:高エネルギー加速器研究機構は一機関とみなす。)

該当する研究機関としては高エネルギー加速器研究機構が考えられる訳ですが、高エネルギー同好会にしろる会員数も約4割であり、妥当な数字であると判断しました。

> [年齢による特例]

> 選出委員に40歳未満の委員が含まれていない場合は最下位の候補と
> 所属機関の条件を満たす40歳未満の最高得票の候補を入れ替えるものとする。

ここは委員会の中でも議論のあったところですが、若手を委員に選出するべきであるという姿勢を表すために年齢による特例を明記しました。実際にはこの条項が発動することのないように選出にあたって努力をすることを期待しています。特に将来計画を議論する場として高エネルギー委員会を考えるならば、若手を意識的に登用する委員会の性格を規約の上でも明記するという意味があります。

> [最下位同数の場合の選出基準]

> 最下位の得票数が同数の場合上位当選者と所属機関が重ならない
> 候補を優先して委員とする。この方法で決定できない場合、年齢の若い
> 候補を優先して委員とする。

もとの項では決選投票を行うことになっていましたが、それに伴う事務量を考え、上述の2項の精神(広い研究機関から、若い人を優先)に基づいて優先順位をつけることにしました。出来るだけ事務局の負担を減らそうということは小委員会の議論でも重要な視点でした。

> [委員長を選出]

> 委員長はこの実験委員10名の互選により選ぶ。

これは現行のままです。

> [理論委員を選出]

> 理論の委員1名は、実験委員10名の協議によって選ばれ委嘱される。

この項目も現行のままです。

> [任期]

> 委員の任期は2年とし、連続しての選出は2期(4年)までとする。

委員が固定化するのを防ぐための方策として連続しての再任を一度に限定することにしました。そうすることにより、例えば一度選出されると4年まで委員を続け、その後一期は休んでもらうことになります。これによりいろいろな人が委員になる機会が増えます。また、半数程度の委員が再選され残り半分が交代するサイクルが生まれると継続性も確保できます。このことを実現するために最初の一期に限り上位当選者に三期連続する特例を認めるとか逆に下位当選者は再任させないなど、制度的に強制する案も出されましたが、ここでは制度としては導入せず、有権者の良識にゆだねることとしました。この場合、選挙時に委員の大半が一度に入れ替わってしまう危険性について注意を喚起する必要があります。選挙公示にあたってこのことが明記されることを期待しています。

> [委員会の指名する委員]

> 委員会が全会一致で必要と認めた場合、委員会指名の委員を1名選出

> することができる。この委員に対しては所属機関や年齢、再選回数に

> 関する制限は適用されないものとする。

例外を認める項目です。将来計画を議論する委員会の性格上、選挙では選出されなくても継続して委員として発言してもらう必要があると認めた場合に一名に限り選出できるようにします。

> [委員会出席者]

> 委員会は、役職指定も含め、必要と認めるものを委員会に出席させる

> ことができる。

委員そのものではないですが、委員会を構成するメンバーとして役職指定の出席者を定めることが出来るということを明示すべだということからこの項目を提案します。これは第4項運営に関して記述されるべきことかも知れませんが、「高エネルギー委員会の構成」を規定する第3項に含めてもよいのではないかと考えます。ここでいう委員会出席者は委員ではないので、委員会において決議権を持ちません。

> [役職指定]

> 役職指定に該当する職(指定職)は高エネルギー委員会で定める。

> 役職指定となるものは高エネルギー委員の被選挙権を有しない。

これまでの規約では役職指定の概念が明示されていませんでした。現在のところ指定職としては高エネルギー加速器研究機構長、素粒子原子核研究所長を考えていますが、将来の動向によっては他の機関の長を指定する必要があるが出てくる可能性も大いにあります。機敏に対応できるようにするため、高エネルギー委員会で指定することとしました。

> [欠員]

> 任期中長期外国出張その他の理由で欠員を生じる場合には、次点者の

> 繰り上げにより欠員を補充する。

これは現行のままです。

次の項目は規約そのものではなく、選出に関する付記として推薦について

提案しています。

> 付則[推薦について]

- > 高エネルギー委員の選出にあたっては、候補者の推薦を表明することが
- > できる。この場合、1度の推薦で3名までの候補者の推薦を行うことが出来
- > るものとする。また、推薦者及び被推薦者はメーリングリストなどの
- > 適当な方法で推薦にあたっての意見表明を行うものとする。
- > 被推薦者について、推薦の時点で高エネルギー委員であるか、40歳未満に
- > 該当するかを明示する。

推薦についてのルールを規定しています。推薦者と被推薦者の両方に意見表明を求めています。これは候補者をよく知ってもらった上で投票出来るように考えたものです。特に若い候補者を選出しやすい雰囲気を作るためにも、若い会員が投票しやすい雰囲気を作るためにも重要と

思っています。

また、被推薦者の公示にあたっては、年齢、これまでの累計の委員選出回数、2期目の候補であるかどうかに加え、高エネルギー加速器機構および素粒子原子核研究所運営協議会の委員であること、物研連の委員であることなど、有権者にとって有用であると考えられる事項を示す事を慣例とします。

=====

つぎに、選出規則改訂にあわせて、規約のうち選出に関係して現状とあわなくなっている部分について改訂を提案します。

[原文]

2. 選出母体

高エネルギー物理学同好会会員で、現在高エネルギー実験に従事する研究者のうち、研究歴2年以上を有し、学会議の選挙権取得資格のある者をもって選挙母体とする。但し、高エネルギー実験とは、高エネルギー加速器、測定器の研究を含め、それらを主な研究の手段とする実験的研究を意味する。研究歴については研究分野を問わない。

4. 運営

高エネルギー委員会は第1項に掲げた任務を遂行するために必要ある場合は委員長がこれを召集する。

高エネルギー委員会の活動は選出母体の研究者集団の総会によってチェックされる。この委員会是有権者の3分の1以上の要求があるときはリコールできる。

5. 高エネルギー物理学同好会との関係

第2項に述べる高エネルギー物理学の研究者の大多数は高エネルギー同好会に属している。従って暫定的には第4項で述べる総会は年2回開催される高エネルギー物理学同好会総会をもって代行するものとする。

また選挙並びに広報に関する事務は、委員会の指示に従い高エネルギー物理学同好会の事務局が行う。

[改定案]

2. 選出母体

高エネルギー物理学同好会会員のうち選挙権を有する会員をもって選出母体とする。

4. 運営

高エネルギー委員会は第1項に掲げた任務を遂行するために必要ある場合は委員長がこれを召集する。

高エネルギー委員会の活動は最低年1回開催される高エネルギー物理学同好会総会によってチェックされる。

この委員会是有権者の3分の1以上の要求があるときはリコールできる。

選挙並びに広報に関する事務は、委員会の指示に従い高エネルギー物理学同好会の事務局が行なう。

付則:[有権者について]

高エネルギー物理学同好会の会員のうち以下の条件を満たす会員を有権者とする。

- 1 現在高エネルギー実験に従事する研究者のうち、研究歴2年以上を有し、学会講演、もしくは公表論文が有る者。但し、高エネルギー実験とは高エネルギー加速器、測定器の研究を含め、それらを主な研究手段とする実験的研究を意味する。研究歴については研究分野を問わない。
- 2 他の組織(原子核談話会、素粒子論グループ、CRC 等)で選挙権を行使する会員ではないこと。
- 3 退会に相当する会費滞納(2年間)がなく、在外会員(半年以上海外に在住し、事務局に届出た者)でないこと。

[改訂提案理由]

>2. 選出母体

>

- > 高エネルギー物理学同好会会員のうち選挙権を有する会員をもって
- > 選出母体とする。

>

>付則:[有権者について]

>

- > 高エネルギー物理学同好会の会員のうち以下の条件を満たす会員を有権者とする。

>

- > 1 現在高エネルギー実験に従事する研究者のうち、研究歴2年以上を有し、学会講演、もしくは公表論文が有る者。但し、高エネルギー実験とは高エネルギー加速器、測定器の研究を含め、それらを主な研究手段とする実験的研究を意味する。研究歴については研究分野を問わない。
- > 2 他の組織(原子核談話会、素粒子論グループ、CRC 等)で選挙権を行使する会員ではないこと。
- > 3 退会に相当する会費滞納(2年間)がなく、在外会員(半年以上海外に在住し、事務局に届出た者)でないこと。

原文では有権者の規定が詳しく書かれていましたが、それらは付則に回されました。原文では資格として学術会議の選挙権取得資格となっているところを実際の研究公表でおきかえています。また、記述のなかったB会員、在外会員などについても規定しました。

>4. 運営

>

- > 高エネルギー委員会は第1項に掲げた任務を遂行するために必要ある場合は
- > 委員長がこれを招集する。
- > 高エネルギー委員会の活動は高エネルギー物理学同好会総会によってチェック
- > される。
- > この委員会は有権者の3分の1以上の要求があるときはリコールできる。
- > 選挙並びに広報に関する事務は、委員会の指示に従い高エネルギー物理学同好
- > 会の事務局が行なう。

原文では第4項で選挙母体の研究者集団の総会という間接的な規定をした上で第5項でその集団は高エネルギー同好会であるとしましたが、現状を考えるならば最初から高エネルギー同好会を母体とすることと規定した方がよいという考えから、第4項にまとめました。

=====
以上、提案についての説明をさせていただきました。ご検討よろしく
願います。

高エネルギー委員選出規則検討小委員会

長谷川 琢哉 (東北大)
赤井 和憲 (KEK・加)
作田 誠 (KEK・素)
堺井 義秀 (KEK・素) 幹事
森 俊則 (東大)

渡辺 靖志 (東工大)
坂本 宏 (京大) 委員長
寺本 吉輝 (大阪市大)
藏重 久弥 (神戸大)
塚本 俊夫 (佐賀大)